

城地孝著 『長城と北京の朝政 明代内閣政治の展開と変容』

著者	高橋 亨
雑誌名	集刊東洋学
巻	110
ページ	126-140
発行年	2014-01-31
URL	http://hdl.handle.net/10097/00132731

書評

城地孝著

『長城と北京の朝政 明代内閣
政治の展開と変容』

高橋 亨

本書は、明代政治史研究を専門として活躍する城地孝氏が博士論文に修訂を加え著したものである。一読すれば了解できるように、筆者の研究手法の特徴は、政策決定に関与した内閣大學士など「諸アクター」の動向を焦点とし、個別の事件の経過を可能な限り詳細に復元する点にある。筆者は、そこから当時の「政治状況」の特質を導き出していく。これまで明代後半期——特に嘉靖以降——の内閣については、その権力の強化が自明の如く語られてきた。しかし、内閣の権力がなぜその時期に強化されたのか、内閣は如何にして当時の政局に影響力を行使できたのか、といった問題については必ずしも十分な検討が為されてきたとは言い難い。右に述べたような研究手法に基づき展開さ

れる筆者の所論は、このような問題について具体的な解答を示す。したがって、今後明代政治史研究を志す者にとつて、氏の研究成果は常に参考すべき一つの到達点となる。本書評では、はじめに各章の要約を提示しながら、全体的な行論の流れを概観していく。その上で、評者が抱いた若干の疑問を提示したい。まずは、左に本書の目次を掲げておく。

序章

第一章 皇帝「親裁」に翻弄されたオルドス回復計画

—— 総督曾銑の「復套」をめぐる

第二章 朝貢の理念と現実——嘉靖馬市をめぐる政治過程

程

第三章 「顧問団」から「行政府」へ——対モンゴル問題

への対応にみる隆慶時代の内閣政治の展開

付章 『少保鑑川王公督府奏議』と『兵部奏疏』

第四章 「行政府」型内閣の光と影（一）——アルタン封

貢をめぐる政治過程

第五章 「行政府」型内閣の光と影（二）——陝西におけ

る互市実施をめぐる政治過程

第六章 朝政の舞台裏——丹陽布衣邵芳伝

第七章 明代廷議における意見集約をめぐる終章

引用文献一覧／引用史料一覧／あとがき／索引／中文摘要

それでは、目次にしたがって各章の要約を進めていこう。

序章では、まず本書で考察の対象となる十六世紀後半の中国を取り巻いていた情勢について、先学が提示した知見に拠りつつ素描される。その上で、「北虜南倭」という言葉に代表される外圧が迫る中、「そうした問題に対して、ときの明朝はどのように立ち向かおうとしたのか。そこではいかなる方策が模索され、その過程で明朝政治がみずからどのようななかから、明朝ひいては伝統中国に固有の型のようなものをみいだせはしないか。」と、筆者の問題意識が提示される〔1 以下、本書頁数〕。同様の言辭は13頁にも見え、これが筆者が堅持する問題意識の一方であることがわかる。

また序章では、嘉靖から隆慶にかけての明朝の対モンゴル政策の展開について概括し、嘉靖期を「対外強硬路線の維持」された時代、隆慶期を「通交・交易の開放」された時代と位置づけ、それらがそれぞれの時代の政治状況の特

徴づけたという。筆者はそれを説明するために、当時の意思決定過程を検討していくことの重要性を指摘する〔8〕。

さて、筆者はこの序章の中で、嘉靖以降の政治史の特徴として、「内閣権力の強化」という現象が挙げられてきたことについて三度にわたって言及する〔9・11・13〕。中でも13頁では、対モンゴル政策の策定にあたって、内閣が示した動向・判断、それが政局に与えた影響などについて、「内閣の権力強化」といわれてきた史実を具体的に描き出し、実証的な検証をなすべきである、という見解が表明される。つまり、当時の政策決定過程の分析を通して、内閣権力の実態について考察することが、いま一方の筆者の主要な関心事なのである。

これらの問題関心のもと、当時の政策決定過程を分析するに当たって、筆者が採る手法が、「諸アクター」がとった行動とその思惑についての分析なのである〔8〕。

序章に表明されている筆者の問題関心及び研究方法を整理すると、右のようになる。以下では筆者が序章で示した問題意識にそいながら各章の骨子を確認していく。

第一章では、陝西三辺総督曾統の建議をきっかけとして、嘉靖二十五年から二十七年にかけて推移した「復套」（オルドス回復計画）をめぐる政策決定過程が分析の対象とな

る。まず筆者は、皇帝世宗の政治姿勢が、官僚たちによつて行なわれる政策審議・政務遂行のプロセスに与えた影響について検討することの重要性を説く。筆致から推せば、それこそが「嘉靖政治の特徴ともいふべき重要な側面」〔28〕である、と筆者は見なしているのだろう。曾銑は、二十五年十月に、オルドスへの出兵と当該地域の回復計画について上奏しており、復套計画は二十六年末にかけてその具体性を増す。この間の経過について、筆者は各種史料の内容を検討しその経過を仔細に跡づける。加えて、宣大総督翁萬達の手簡を分析し、内閣に在った夏言が復套計画を積極的に推進していくため、辺境に配置された臣僚に対して圧力をかけていた様が指摘される〔39～40〕。

この復套計画は、二十七年正月に到り突然情況が反転し中止に向かう。きっかけは二十六年七月に陝西で起こった地震について上奏されたことであつたという。行論の結果、筆者は「災異」によつて態度を翻した世宗の姿勢を重視し、「官僚たちによる政策審議とはまったく異なる要因によつて動く世宗の案件決裁のありよう」を強調する〔58〕。

第二章では、嘉靖三十年三月に開設が決定され、三十一年九月に禁絶された「嘉靖馬市」をめぐる政策決定過程が分析される。ここでは、嘉靖馬市をめぐる政治過程を「個々

の政策の根底で嘉靖政治の動向を規定していた要因ないしその展開パターンを浮かびあがらせる糸口」と見なし〔78〕、「権力強化がすんだとされる嘉靖以降の内閣政治の展開」について考察が加えられる〔79〕

本章では、まず二十九年八月に発生した庚戌の変の後に、世宗・内閣大學士徐階・大同総兵官仇鸞が示したそれぞれの立場について説く。中でも、世宗は「朝貢の礼制上の意義に固執し」、アルタン征伐を強硬に主張していたという〔85〕。その上で、嚴嵩の上奏・徐階が遺した手簡などから、臣僚たちが世宗の強硬姿勢を抑えこむために説得を行なっていたことを指摘する。筆者は、世宗の強硬姿勢がもたらす事態を回避するために、モンゴル側と交易を行なう馬市実施の構想が浮上したと見る。そして、馬市に反対する意見は抑えられ馬市が開かれることになるものの、モンゴル側の要求は拡大し北辺での略奪行為も増し、結局馬市が禁絶されるに至る顛末が述べられる。

以上、第二章の分析から、筆者は嘉靖時代を特徴づける明朝の対外強硬路線の背景として、「中国」皇帝としての立場にこだわる世宗の「理想主義的・原理主義的」な姿勢があつたことを指摘する〔109～110〕。そして、この世宗の姿勢と、それでは対処しようのない現実に折り合いをつけ

るために、内閣首輔以下の官僚たちが事態の軟着陸をはかるといふ構図が、嘉靖期に於ける政治過程のパターンであつたと述べる〔109〕。

第三章では、まず隆慶五年三月にアルタンを順義王に封じ朝貢と互市を認めた「隆慶和議」実現に際して、強力なリーダーシップを発揮する内閣が出現した要因について考察する。加えて、萬曆期の内閣首輔張居正の台頭を視野に置いて考察を進めることも本章のねらいであるという〔125〕。

本章で筆者がまず注目するのは、皇帝穆宗の政治姿勢である。筆者に拠れば、穆宗は「一貫して大學士を信任し、実質的な可否判断をほとんど大學士にゆだねて」いたという〔135〕。また、筆者は当該時期に内閣がその性質を「行政府」となつていったと見なす。その要因としてとりわけ重視しているのは、隆慶年間に内閣に在つた徐階・趙貞吉・李春芳・張居正・高拱が抱いていた「内閣あるいは首輔という存在をどのような役割をになうべきものと考えていたのか」という意識である〔129〕。まず徐階については、その上奏文の内容から、嘉靖期に夏言・嚴嵩の登場によって顕著になつた「首輔専権」という状況を改めようとする方針があり、「すこしでもおおくの意見・主張を反映させつつ政治をすすめていく」という「公論重視」の姿勢を打ち

出していたと見なす〔134〕。

徐階は隆慶二年七月に内閣を去るが、その後は隆慶時代を特徴付ける閣内抗争が激しさを増す。その背景として、やはり筆者は大學士たちの政治姿勢について検討を加えていく。筆者に拠れば、趙貞吉は「内閣大學士たるみずからを政務推進の主体」と見なしていたという〔152〕。さらに、高拱についてはその伝記史料を引き、内閣を「政本」「政治の枢要」と認識していたと述べ、そこに嘉靖期とは異なる「皇帝が案件の可否判断を大學士にゆだね、内閣が政治運営の主体として機能するようになる隆慶朝」の特徴を見出そうとする〔153〕。張居正については、薊遼總督譚綸にあてた書簡を引き、彼がこの時期から「政務推進に際してすくなからぬ影響力を発揮していた」と述べる〔155〕。趙貞吉・高拱・張居正が内閣を政務推進の主体と認識したために、彼らが主張する施政方針・個々の事案への対応は、より具体的なレベルに踏み込むものとなつたという〔155〕。その典型例として、本章第四節では、隆慶三年九月にモンゴル軍が大同方面に進行した後、督撫以下の処分をめぐる高拱・趙貞吉間に惹起した意見対立が取り上げられる。

以上の考察の結果、筆者は「自身の政治理念の具体化をめざした高拱の首輔就任によつて」内閣の性格が決定的に

変化したと見なす〔164〕。さらに、そのような意識が端的に表れた史料として高拱『本語』を引き、内閣大學士を輩出していた翰林院の官僚に実務経験を積ませる構想を高拱が有していたことに言及する。そして、高拱の首輔就任を機として、内閣の性格は「皇帝の顧問として票擬・代言に徹する「顧問団」から、政務推進の主体としての「行政府」へと変化した」という理解が示される〔168〕。

この第三章で筆者が言う内閣の「行政府」化は、第四章・第五章の行論の前提となる。したがって、第三章は本書中盤の要ともいべき部分である。

付章では、第四・五章の随所で引用される、北京大学図書館所蔵の王崇古『少保鑑川王公督府奏議』（以下、『督府奏議』）及び中国国家図書館所蔵の『兵部奏疏』について、その概要・書誌が解説される。

第四章では、はじめに隆慶和議実現の契機となる、アルタンの孫バハンナギの投降が隆慶四年四月に起こった際に、対応をめぐる内閣がどのように政局に影響力を行使したのか述べられる。まず、宣大総督王崇古と、内閣大學士高拱・張居正が書簡を用いて意見を交わしていたことに論究する。また、内閣に在った趙貞吉の主導によって、票擬の内容が書き改められ、バハンナギに対して明朝の官職を

授与する論旨が下されたと述べる。この間、付章で紹介した史料も駆使し、兵部が王崇古の報告について行なった覆議がしりぞけられていく過程が示される。最終的にバハンナギの送還と、明側から逃亡しモンゴルに身を投じていた板升と呼ばれる人間たちを明へ引き渡すことで、バハンナギ事件は落着いた。これらの事実を論じつつ、筆者は「六部のあたまごしに内閣が皇帝に直接はたらきかけて決定をあとおし」していく、内閣の立場が如実に現れてきたという〔204〕。

最終的に隆慶五年三月に互市の実施が正式決定されるに至る経過を分析した結果、あらためて以下のことが強調される。すなわち、政策決定に到る「各段階での意見集約・合意形成を重要視する兵部の姿勢」〔236〕は、現地情勢に對する即応をもとめる王崇古など地方官の期待に沿うものではなかった。そして、そのような情勢下で政策決定についてプレゼンスを占めたのが内閣であり、大學士と地方官の間で書簡を用いて政策内容が協議され、そこでかたまつた方針にそぐわない兵部の覆議が退けられるという状況が出来ていたという〔237〕。なお、内閣がリーダーシップを発揮できた背景として、第三章でも言及されていた穆宗の政治姿勢についてあらためて言及される〔239〕。

つづく第五章では、オルドスのモンゴル諸侯に対する封貢・互市をめぐる動向を分析の対象とする。第四章で述べられたように、宣大総督王崇古は、内閣大學士高拱・張居正の後押しを受けて、当初よりオルドスをも含めた和議の実現に向けて動いていた。しかし、王之誥・戴才といった陝西方面の督撫たちは、一貫してこれに反対した。この主張に対して内閣をはじめとする中央の和議推進派がいかなる動きを見せたのか、本章で考察される。まず筆者は、内閣に在った張四維が書簡を用い、王崇古に対してノヤンダラを中心としたオルドス諸侯をも和議に参加させる意向を示したことを指摘する。これを受けて、王崇古は、「封貢八議」を上呈し、オルドス諸侯の封貢と陝西での互市実施を視野に入れた建議を行なう。これに対して、陝西三辺総督王之誥など陝西方面の督撫が、モンゴル側の辺境侵犯を禁絶することが困難であること、陝西の財政情況が互市実施による支出に堪えられないことを理由に消極的な姿勢を示していたことが指摘される。

しかし、和議の推進をはかる張四維は王崇古に書簡をあって、ノヤンダラの入貢ルート・陝西での互市実施について題奏を行なうよう指示したという。さらに張居正も、和議推進という方針にそった建議を上呈するよう、三辺総督

戴才に書簡を送り直接的なはたらきかけを行なう。そして、最終的には中央の圧力によって、現地の督撫の意見は退けられ、五年八月に陝西での互市実施について裁可がくだされたという。以上に考察してきた隆慶和議実現に到る政策決定過程を踏まえ、本章最後でも、中央からリーダーシップを発揮し政策を推進する「行政府」型内閣の存在が強調される〔282〕。

第四・五章では、付章で紹介した史料を大いに活用したことで、個別の事件史を詳細に描き出すことを得意とする筆者の本領が存分に発揮されている。特に和議を推進した王崇古・張四維が山西商人の家に出身し、張居正と結びつきを強めていたことは、小野和子『明季党社考——東林党と復社』第二章第一節「張居正と山西商人——隆慶和議を中心に——」（同朋社、1989年、以下、小野著作）でつとに指摘されている。小野氏が指摘した人脈につらなる人間たちが、如何なる手段を用いて実際の政策決定過程を主導したのか、その実態を把握する上でこの二つの章は有益な示唆を与える。

第六章では、隆慶三年十二月に高拱が政界復帰する際に暗躍しその幕客としてはたらいた、鎮江府丹陽縣の布衣の士、邵芳なる人物の活動が紹介される。本章では、筆者が

上海図書館で閲覧した丹陽邵氏の族譜「邵氏宗譜」に収められる邵芳の伝記「養庵公伝」が大いに活用される。筆者は、邵芳が親交を結んでいたと伝えられる人物の中に尚書・大學士が含まれていることに注目し、邵芳が中央政界について詳細な情報を得ることができた背景に、そのような人脈があったことを指摘する。そして、布衣の士が官界に人脈を広げて政治に関与するという現象に、「ある種の開放性をもった政治世界のありよう」を見出す〔301〕。

この邵芳の事蹟を踏まえ、「官の身分をもたない布衣の身ながら政治の世界で活躍し、ときに政治をおおきく動かす力を發揮した人士の例」は、同時代の史料に少なからず確認できるといふ〔310〕。そこで、筆者は、高拱失脚を画策した浙江崇徳縣の呂光、嚴嵩失脚に一枚かみ張居正を失脚させると嘯いた何心隱を例示する。その上で、本章の最後では、あらためて「布衣の士」であっても有力なアクターとして政治に関与できた「ある種の開放性をもった政治世界」が、明代後期を通じて存在していたと強調する〔318〕。第七章では、明代の廷議に於ける意見集約の有り様について考察が行なわれる。その考察の背景にあるのは「国家の意思決定に際して官僚間の合議入合意を重視する認識は、皇帝のみが最終決定の権をにぎる明朝の意思決定システム

にあつて、いかなる論理によってささえられていたのだろうか」という問題意識である〔329〕。

筆者は、まず景泰三年の「易儲」（景泰帝が英宗の子を廃し自子を皇太子に立てた事件）の際に行なわれた廷議に論及する。筆者はこの廷議に於いて、司禮監太監興安が述べた「此事今不可已。不肯者、不要僉名。」という言辞を取り上げ、明代の廷議には「反対者に署名させず、賛成者の署名のみでも決議としてなりたつ」という考え方が存在していたと述べる〔335〕。

この前提を導き出した上で、筆者は嘉靖以降に行なわれた廷議の経過について具体例を取り上げ検討する。一つは、隆慶から萬曆にかけて幾度か廷議の組上に上がった王守仁の文廟従祀に関する議論である。まず、萬曆十二年に行われた廷議の結果について、禮部尚書沈鯉が行なった覆疏（會議の結果報告）に「而衆言僉同、人品自定」という一節があることに注目し、「異論なき状態をもって議論がまとまった状態とみなし、そうした状態に至るのをまっぴり決めて決定にふみきるべし」という考え方が、当時の官界にかなり浸透していたという見方が示される〔346〕。さらに、第四章で言及したアルタン封貢の際に行なわれた廷議を取り上げ、隆慶五年三月に行なわれた廷議の結果を兵部尚書郭

乾が覆疏した文言に「未見會同鎮・巡詢謀僉同之慮。」とあることに注目する。その上で、賛否が分かれる情況で、郭乾は議論を一つに集約し異論が出ないような覆議にまとめようと腐心していたと見る。それらを踏まえて、政策決定に於いては「決定に際して多数意見がかならずしも絶対的な要件」ではなく「異論が出ない状態に至るということ」が相応の重みをもつていたという理解が示される〔352〕。

具体的事例から導き出された右の見解を踏まえ、筆者はさらに「廷議の実態」を把握するために、沈鯉・郭乾の覆疏に見え、「書經」「大禹謨」を典故とする「僉同」の語に象徴される意見集約・合意形成の要件がいかなる方法を通じて満たされていたか検討すべきである、と主張する〔357〕。筆者に拠れば、『兵部奏疏』の記事より、隆慶期には廷議に於ける意見聴取さえも文書提出のあたりで行なわれていたことが確認できるという。加えて、萬曆三十一年に楚王府で起きた内訌に端を発した「楚獄」・萬曆二十四年の豊臣秀吉の冊封問題をとり上げられる〔366〕〔373〕。結果として、それらの際に行なわれた廷議では、廷議に参加する官員が事前に提出していた文書をとりまとめて覆疏が作製されていたことを指摘する。このような現象が生じたのは、時間的・技術的な制約の中で、「僉同」の語に象徴される異論

がないかたちに覆議をまとめる必要があったからである、と筆者は述べる〔375〕。

以上の考察から推して、「異論なき状態をもつて決定にふみきるといふ意見集約・意志決定のあり方こそあるべきすがただとの認識」から見れば、第四・五章で見た内閣主導の政治運営はよりきわだつてみえたという。ここで、筆者は東林派によつてはげしい内閣批判が行なわれた史実に触れ〔379〕、本章に於ける考察が、萬曆以降の政治史研究をも視野にいれたものであったことを示唆する。

393頁から始まる終章では、まず各章の考察によつて得られた見解がまとめられる。その上で、四項目にわたる今後の研究上の焦点を述べる。一つ目に「皇帝の政治姿勢」という要素が政局の動向に及ぼした影響に留意すべきことが述べられる。すなわち、意志決定プロセスには「皇帝独裁の原則」が貫かれていた以上、実際に皇帝が何を考え、いかなる政治方針を有していたのか問い直すことで、政治史の展開により説得力を有した説明ができるという。これは、主に第一章から第三章で、世宗・穆宗の政治スタンスが、内閣大學士の政治的地位を如何に規定していたのか考察した結果得られた見解であろう。二つ目は「内閣の性格」についてである。筆者は、萬曆の党争について考察するに当つ

ては、内閣批判を展開した党社派人士の「内閣はいかなる役割をになうべきか」という認識」を問うことで、新たな研究上の糸口を見出せると説く。その上で「張居正内閣において典型的に体现されたとき、内閣こそ政治の主導者たるべしとの認識は、ポスト張居正期の停滞・混乱した政局を打開するすべをもちえなかつた内閣に対する東林派の批判のなかにこそ、むしろ根づよく息づいていたのではないか」という〔402〕。このような主張の土台をなすのは、第三章から第五章にかけて語られた、「行政府」と成つたとされる内閣の姿である。三つ目の「合意形成のあり方」では、第七章で得られた知見に基づき、「僉同」という合意

形成のあり方が求められながらも、実際にそれを実現することは容易ではなかつたと指摘する。そのような現実の下で、実際の政治史の展開を見た場合、「天下の公」を標榜した東林派ですら、異論なき「僉同」の状態を達成できなかった。「私」の一つにしかなり得なかつた。結果的に、「天下の公」を実現するには、一定の強権が必要だつた現実が存していた、と述べる。その延長線上に、筆者は萬曆末年以降の張居正再評価の動きを位置づけようとする。以上の見通しを支えるのは、第七章で述べられた、異論なき状態に到つて政治決定に踏み切るべきという意識が相当浸透し

ていたという見解である。四つ目の「官僚以外のアクター」という項目では、第六章の所論を踏まえ、皇帝・士大夫に限定せずに「アクター」の動向を追うことで、中国社会に於いて政治なるものが伝統的にいかなる位置を占めてきたのかという問いについても、一定の解答を得られることを示唆する。

以上、終章を見れば了解できるように、各章で示された成果は、現在筆者が構想している萬曆以降の政治史を描くための土台となる。したがって、本書で示された見解の妥当性は、筆者の今後の研究活動の成否をうらなう上で重要となる。そこで、以下では終章で提示された問題意識に即しながら、評者が感じた印象を提示していく。

はじめに、皇帝の政治姿勢に注目する筆者の視座を支える第一章から第三章までの行論について述べるが、さしあつて第三章から見ていく。というのは、第三章の行論から受ける印象は、本書全体に通底するからである。

第三章では、穆宗の政治姿勢について、大學士を信任し実質的な政治判断が彼らにゆだねていたと述べられている〔135〕。筆致から、それが隆慶期に於いて内閣大學士の政治活動を活発化させた要因であつたと筆者がとらえていることがわかる。ちなみに、第三章では特に明記されていない

が、同様の見解は引用文献に挙げられている櫻井俊郎「隆慶後期に見る専制要求」（『大阪府立大学人文学論集』22（2004年）で口）に提示されている。ただ、君主の政治姿勢が政局に影響を与えたという史実それ自体は、特段中国明代後期のみを特徴付ける現象ではないだろう。さらに筆者は、皇帝が最終決定権を有していたことを明代の政治体制の特質であったかのように述べてもいる（27・329など）。とは言え、このような体制も、明代のみならず基本的には帝政中国に共通していたことではないか。さらに終章に到ると、明の政治体制については皇帝の「独裁」「専制」の言葉をぬきにしては語ることができないという総括が示される（400）。かつて、宋代に「皇帝独裁制」が現れ、明代にその趨勢が強まったと説いたのは内藤湖南であった。ただ、このような認識を含む内藤の「宋代以降近世説」については、渡辺信一郎「時代区分論の可能性——唐宋変革期をめぐる——」（『古代文化』48・2（1996年）など）に見えるように、すでにその見直しが提唱されて久しい。また、内藤の学説をより精緻化した宮崎市定が著した概説書『中国史』では、明代の政治制度について述べた箇所で、「独裁」と「専制」の概念が明らかに区別して用いられている。かつての碩学によってこのような時代観が提示されている

以上、「独裁」「専制」という用語を何らの定義づけも示さずに持ち出すのは、やや無造作である。いずれにせよ、明代後期という特定の時代の政治史研究に於いて、敢えて君主の政治姿勢を分析することの有効性を前面に押し出すのであれば、まずは先学の視点も検討した上で当該時期に於ける皇帝政治の性質を如何に理解すべきなのか、より踏み込んだ見解を示す作業が必要だったのではないか。

さらに言えば、第三章では、隆慶期に内閣の性質を変質させた要因として、専ら大學士たちの政治姿勢が挙げられている。皇帝の政治姿勢を重視する見解と同様、「アクター」の個人的姿勢を重視するのは筆者の一貫したスタンスである。ただ、皇帝にしる臣僚にしる、単にその時代を生きた個人の姿勢・信念を切り口として歴史を論じることが、時代・地域を問わず行なうことができる。このような切り口がことさら強調されたことで、皇帝そして大學士の政治的行動が、序章で素描された明代後半期という特殊な時代相の下で如何なる特質を有したと理解すべきなのか、第三章のみならず本書全体で見えにくくなった感がある。結果的に、筆者の研究成果を以って、明代後期政局を中国史全体の中にどのように位置づけ理解すべきなのか、いささか評価し難い印象が残る。

あらためて第一・二章の内容を検討する。第一章で描かれたのは、当初復套に積極的な姿勢を見せながらも、災異の報告によってその強硬姿勢を翻す世宗の姿であり、そこには確固とした姿勢を保持しようとする皇帝の姿は見出せない。実際に、第一章で描かれた復套に関わる世宗の政治姿勢については、本書に引用されていないものの留意すべき史料が存する。まず『明世宗實録』卷三四一 嘉靖二十七年十月癸卯條に収められた夏言の附傳には「及言因復河套事失上意、嵩遂振暴言短言」會銑開邊釁、皆言主之。……」とある。また、于慎行『穀山筆塵』卷四に「會督府曾公銑建議請復河・隴、夏公喜事、從中主之。然上意頗憚、不欲、爲文宜（嚴嵩）窺知之、因以此中夏。」と見える。これらの史料を踏まえれば、世宗は復套が建議された当初からその成否について懐疑的だったということになる。したがって、世宗が常に強硬姿勢を貫いていたと見なすことには慎重にならざるを得ない。

ただ、第二章になると、筆者は専ら小島毅氏など先学の成果に拠りつつ、世宗の政治姿勢の背景には「理想的・原則的なあるべきすがたを回復させる名君たらんとする志向」があったことを強調し（83）、それが対モンゴル強硬路線を堅持していた世宗の一貫した態度であったかのよう

に説く。結果的に、第一章と第二章とで描き出された世宗像に懸隔が生じている。世宗の人物像に迫り、その政治姿勢についてより深い理解を提示するためには、これらの異なるイメージを包括できる説明を示す必要があったのではないか。

次に内閣の性質に関する行論に及ぶ。要約に示したように、筆者は隆慶期を経て内閣が「行政府」へ変じたところから、そして、内閣が「行政府」としてはたらいた具体例何より本書副題に「明代内閣政治の展開と変容」とある以上、内閣による政治主導が如何に「変容」したのか論証することが、本書の重要な論点となる。まず、筆者が「行政府」へと変じたと見なしている以前の内閣の性質については、第二章の行論を踏まえ一定の見解が示されている。そこには「……彼らの意向を皇帝の決裁に反映させうる存在として内閣に期待があつただろうし、内閣もまた、嚴嵩があの手この手で世宗を説得しながら馬市実現へとこぎつけたように、そうした期待を背に世宗とのあいだをとりもつという形で政策決定に大きな影響力をおよぼしえたといえよう」（111）とある。つまり、現地と中央の意見の調整役として内閣のはたらきに期待が集まったと結論づけら

れる。しかし、この結論では、果たして期待が集まった対象が、内閣という機構だったのか、それとも特に世宗の信任を得ていた嚴嵩という個人だったのか、必ずしも明確ではない。そもそも筆者の引く史料を見る限り、それを峻別することは難しいように思われる。したがって、第二章の行論の結果から、ア priori に内閣の影響力が伸張したという見解を導き出すことにはより慎重になるべきではなかったか。

続く第三章では、高拱「本語」に見える人材育成策の改革に関する構想に言及される。ここでは、庶吉士そしてそこから選任される翰林官に実務的な訓練を積ませる構想が語られていることを取り上げ、内閣が「部院の上に立つて政務全般を統括・推進していく」「行政府」としての機能をはたすべきだという主張を具体化したものにはかならない〔168〕と述べる。つまり、高拱の構想を以って、当該時期に内閣が「行政府」へと変化していったことの傍証とする。ただ、庶吉士より出身した人材について、将来国政に参画する立場にあるから、その育成に留意すべきであるといった言辭は、隆慶以前にも提出されている。有名などころでは、弘治六年の内閣大學士徐溥による庶吉士教習制度の改革案の提出がある。この史実については阪倉篤秀『明

王朝中央統治機構の研究』付編第二章第二節「徐溥の庶吉士制改革案」（汲古書院 2000年）に詳しい。このような前史がある以上、高拱の言説を以って、敢えて内閣が「行政府」化した時代に特有の問題意識の表出と位置づけるためには、その前提として人材育成制度に関する言説を明代通じて検討する必要があるのではないか。

次いで、第四・五章を見ると、「行政府」化したとされる内閣の大學士が実際に行っているのは、書簡を用いた現地官僚との意見調整であり、反対者に対するおどしすかしである。まず評者が疑問に感じたのは、このような手法を用いて政策決定を誘導する存在を「行政府」と呼ぶことの妥当性である。ただ、「行政府」という言葉については筆者なりの定義もあるだろうから、ひとまず措く。とは言え、書簡を介して現地の官僚に圧力をかける、あるいは現地の意見を受けるといふあり方は、第一・二章で論究された嘉靖期に内閣に在った人物も行なっており〔39・94〕、彼らと隆慶期の大學士が用いた政治手法の間に如何なる「変容」が生じていたのか、いささか明確ではない。さらしに言えば、第四章では、各所で兵部のあたまごしに政策決定を進めていく内閣の姿が強調される。ただ、例えば27頁で提示されている張居正の書簡を見ると、王崇古に対して、関係地方

官の意見をとりまとめるように指示している。このような史料を見る限り、関係官僚の意見の一致を期する兵部の姿勢を内閣といえども全く無視することはできなかったのではないだろうか。つまり、隆慶和議の推進に於いても、内閣は依然として地方と中央の調停役としてはたらいていた側面を等閑に付すことはできないように思われる。さらに、最終的な政策決定につながる段階で大學士が行なったのは、票擬権の行使であり〔204〕、日講の場での皇帝へのはたらきかけであった〔228〕。票擬・日講ともに、正統年間までには内閣の職責として成立している。この点から見て、それ以前の内閣が行い得たことと、筆者が「行政府」と成ったと断じる内閣が為していたことの間では、何が変わったのか、やはり明確な説明を欠いている印象がのこる。

以上、第二章から第五章では隆慶以降に内閣の性質が変化したという大前提に行論がすりよっている感じがいなめない。

続いて、筆者が当時の政策決定の底流にあったと見なししている、意見集約・合意形成のあり方についてである。要約で示したように、筆者は第七章でいくつかの廷議の実例を引く。そして、そこに見える「僉同」という言葉に注目して、異論のない状況を目指し決定に踏み切るという認識

が当時浸透していた、と述べる。ただ、筆者が提示する王守仁從祀問題とアルタン封貢問題に関する史料では〔344・347〕「僉同」という語が用いられた文脈が異なっているように思われる。王守仁從祀はあくまでも国家の儀礼に関する問題であり、アルタン封貢のように可及的速やかに結論を提示すべき問題ではなかった。それゆえに、「……而衆言僉同、人品自定」という理屈で、結論が先送りされたに過ぎないのではないか。一方、アルタン封貢に関わる史料については、347頁に兵部尚書郭乾の覆奏を引用している。そこには、「僉同」の語が見える一節しか引かれていないが、213頁には引用史料の前部も示されている。それに拠れば、兵部が奉じた聖旨に、そもそも「着總督・鎮・巡官詳議、停當具奏。」とある。つまり郭乾が言う「未見會同鎮・巡詢謀僉同之慮。」という文言は、聖旨の文言を受けて調査した結果を報告したものに過ぎない。同じ言葉が用いられているからといって、個別具体的な文脈を顧慮せず、当時の政界に通底していた理念を窺う議論へと一挙に展開させることは行論としてやや危ういのではないか。

また、筆者は「僉同」の解釈から導き出した「ただひとつの選択肢しか存在しない状態に至らしめることで、……それによって決定の妥当さを確保」していた〔356〕という

見方を補強するために、景泰年間の易儲に論及する。ただ、易儲については次のような史料が存する。すなわち李賢「雜錄」(『古稷集』卷三十)に「景泰欲易太子、恐文武大臣不從、先啖其左右、於閣下諸學士各賜金五十兩、銀倍之。陳循輩惟知感惠、遂以太子爲可易。」とあり、この後に実施された廷議の顛末が語られている。つまり、事前に内閣に在った陳循らに対して金銀が下賜され、景泰帝の子を皇太子にかえるよう根回しがされていたという。実際に「明英宗實錄」卷二二五、廷議に先立つ景泰三年四月甲子の條には、内閣に在った陳循・高穀に白金一百兩を、江淵・王一寧・蕭鉉・商略には白金五十兩を賜った、という記事が存する。さらに易儲については次のような史料も存する。黄瑜「雙槐歲鈔」卷五「易儲詔」の「時上皇長子在東宮、(黄)玠遣人赴京、先賂用事者、乃奏請易儲、命禮部會多官議。内閣陳循等將覆奏、署名、少傅王文端公直有難色、循持筆作半跪、直不得已亦署。」という一節である。このような情況を経て、筆者自身が334頁に引く「實錄」に見えるように「於是、無一人敢違者、其議遂定。」という結果に到ったのだろう。筆者も認めているが(334)、ここに示した史料から窺がえるように、易儲では皇帝の意向がはじめから明白であった。加えて、「雙槐歲鈔」の記事より、「反对者

に署名させないという措置は、あくまでもはじめから反対意見が存在しないという形式をととのえるためのものであつて、表明された反対の建議をしりぞけるといふものではなかつた」(357)という筆者の見解と齟齬を来たす史実があつた可能性が窺える。いずれにせよ、この易儲の廷議の経過から、明代の一般的な意見集約のあり方に通じる意識を窺がうのは難しいだろう。

なお、終章を見れば了解できるように、この合意形成のあり方について筆者が導き出した見解は、そのまま筆者の明末政治史観に連結する。一読してわかるように、そこでは小野著作第三章「東林党の形成過程」で提起された見解を強く意識した行論が為される。そこで筆者は、東林派が「天下の公」を体現していると主張するためには、異論なき「僉同」の状態を達成する必要があつたという主旨の見解を示す(404)。ただ、「僉同」という言葉は、筆者が引く膨大な史料の中でも沈鯉・郭乾の覆疏にしか見えない。そのため、東林派が行なった主張の理解にまで援用できるほど、明代後期に於いて重視された理念だったのかいささか疑問が残る。加えて404頁では、東林派の主張を説明する文脈の中で、第三章で言及した徐階の重視する「公」に言及する。ただ、筆者の引く史料を見る限り、徐階の言う「公」

とは、「おおくの意見・主張を反映させつつ政治をすすめていく」[134]といった程度の意味に過ぎない。したがって、かつて小野氏によって君主の「私」と対置する概念として説明された「天下の公」と、徐階の「公」を同列に論じてしまうのは強引であろう。

以上は行論に関わる印象である。他に瑣末なことだが筆者の史料解釈・制度理解に疑問を抱いた箇所を指摘しておく。第二章89頁では、注31に引く『實録』嘉靖二十年七月丁酉條に依拠し「史道は……アルタン封貢の許可を奏請」していたと説く。原史料を見るに、封貢を提起した言辭は巡按御史譚學のものではないか。第七章では、明代はじめには皇帝の御前で「面議」が行なわれていたが、やがて英宗の時代に廷議という形式へと変じた、と述べられる〔330・358〕。しかし、明代に「面議」と言えば、早朝の朝儀の後、「午朝」「晩朝」などの場で一部の臣下が皇帝と接見し政策審議を行うことを指し、官員が集まって会議を行なう廷議とは全く別個の制度である。したがって、廷議が行なわれるようになる前提として論及されるべき制度ではない。面議については、筆者も当該箇所引用する櫻井俊郎『明代題奏本制度の成立とその變容』（『東洋史研究』51・2 1992年）をよく読めば了解できる。また、第三章注66で

は高拱「本語」が注記され「翰林之官、皆出諸首甲與。夫庶吉士之選留者」とあるが〔180〕、これは「翰林の官は、皆諸を首甲と夫の庶吉士の選留せらるる者より出だす」と読むべきである。翰林院の官僚が、第一甲進士と庶吉士から選抜されていたことは基礎的な知識である。

最後に、史料の引用・注記について気になったことを述べる。第四章203頁には、王崇古として張居正・高拱が、アルタンの進軍を牽制するためにもバハンナギへの漢官授与が必須と見なしていた、という主旨の文章がある。しかし、201頁に引かれる張居正の書簡や240頁注5に示された張居正・高拱の書簡からは、そこまでは読み取れない。ただ、注5に引かれた史料の全文を確認すると確かに筆者が言うような内容を窺がえる。紙幅の都合で全ては指摘できないが、同様の箇所はここだけにどまらぬ。史料を讀者に提示するのであれば、行論の根拠となる部分をよく把握した上で引用・注記してほしかった。

以上で書評の筆を措く。評者は筆者の後進であり、僭越にわたる箇所もあったと思われるが、御寛恕をいただけるよう請いたい。